

【反映区分】  
 A:提言等の趣旨に沿って措置したもの  
 B:実現に努力しているもの  
 C:当面は実現できないもの  
 D:実現が極めて困難なもの  
 S:反映区分の選択になじまないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和5年 10月20日 (金)	1 経済 対策につ いて	<p>燃油価格や電気・ガス料金を含む物価高騰の影響は、観光業、飲食業及び小売業を中心とした地域経済や市民生活に甚大な影響を及ぼしています。地域経済の立て直しには、市単独事業を実施するための財源の確保が必要であることから、以下のとおり要望します。</p> <p>1 経済状況が回復するまで、適時に切れ目ない経済対策を講ずること。          2 物価の安定や経済が回復するまでは、継続的かつ安定的な財源の確保について、地方創生臨時交付金の増額など全面的な財政措置を講ずるよう国に強く働きかけること。</p>	<p>【商工労働観光部】</p> <p>1 県内の中小企業者は、3年に及ぶ新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響や、エネルギー・物価高騰等の影響により、非常に厳しい経営状況が続いていると受け止めています。</p> <p>中小企業者への支援としては、令和5年6月議会で予算措置を行い、令和5年4月から9月の期間を対象とした「中小企業者等事業継続緊急支援金（令和5年度事業）」の交付を実施しました。</p> <p>その他にも、燃料費高騰の影響を受けている運送事業者や貸切バス事業者への支援も行っているところです。</p> <p>また、国に対しても、「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」など、地域の実情を踏まえた支援策を継続的に講じるよう要望しています。</p> <p>県としては、引き続き状況を注視しながら、関係機関と連携し、物価高騰や賃上げの対応など、適時適切に必要な支援を検討していきます。(A)</p>	沿岸広域 振興局	経営企画 部	A：1、 B：1

【反映区分】  
 A:提言等の趣旨に沿って措置したもの  
 B:実現に努力しているもの  
 C:当面は実現できないもの  
 D:実現が極めて困難なもの  
 S:反映区分の選択になじまないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
			<p>【ふるさと振興部】</p> <p>2 県では、令和5年6月14日の国に対する「物価高騰・新型コロナウイルス感染症対策に関する提言・要望」において、原油価格・物価高騰や新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、地域住民の生活や地域経済を守るための取組は、広範囲かつ長丁場となっていることから、地方公共団体の財政運営に支障が生じることのないよう、十分な財政措置及び財政基盤の弱い地方公共団体に対する重点的な配分並びに令和6年度以降も取組が必要となることを見据えた「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の柔軟な運用について要望を行ったところです。</p> <p>国においては、令和5年11月に新たに物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を措置し、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対する支援事業分として、県内市町村に約31億円の配分を行ったところです。</p> <p>今後においても市町村との連携を密にしながら、各市町村が地域の実情に応じた施策を講じられるよう、必要に応じて国に要望していきます。(B)</p>			

【反映区分】  
 A: 提言等の趣旨に沿って措置したもの  
 B: 実現に努力しているもの  
 C: 当面は実現できないもの  
 D: 実現が極めて困難なもの  
 S: 反映区分の選択になじまないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和5年 10月20日 (金)	2 公共交通の維持確保について (1) 公共交通の維持確保について	<p>市内路線バスは、国や県の補助により運行する路線があり、補助制度は地域公共交通の維持確保に大きな成果を上げています。また、鉄道、タクシーにおいても市民や観光客の足として維持確保が必要です。</p> <p>つきましては、公共交通の維持確保を図るため、以下のとおり要望します。</p> <p>1 幹線バス路線の維持確保のため、県単補助金の地域の実情や社会情勢に応じた要件の緩和及び補助上限額の拡大を図ること。</p> <p>2 すべての人が公共交通を利用しやすい環境となるよう、デマンド交通などの地域内交通の本格運行に要する経費に対し補助制度を創設すること。</p>	<p>1 幹線バス路線の運行欠損額に対する県単補助である広域生活路線維持事業について、平均乗車密度4人以上を要件としているのは、利用者が少ない場合、乗合バスの運行よりも効果的な運行手段が考えられるためですが、これまで、その時々々の社会情勢を踏まえ、被災地特例や激変緩和措置、新型コロナウイルス感染症に伴う特例措置といった要件の緩和を実施してきたところです。</p> <p>今年度実施した地域内公共交通構築検討会において、市町村とともに県単補助のあり方について検討を行い、県単補助路線のコロナ特例を令和6年度まで継続することとしたところであり、引き続き、その時々々の社会情勢を踏まえながら、必要な支援を検討していきます。(B)</p> <p>2 地域内交通への支援については、市町村が地域の実情に応じ、持続可能な公共交通体系の構築に向けた実証運行を行う場合に、地域公共交通活性化推進事業費補助により支援を行っているところです。</p> <p>当該補助では、地域公共交通体系の再編に係る計画に位置付けられた路線の実証運行に加え、補助事業により構築した運行形態を継続する場合、本格運行の初年度に要する経費を補助対象としているところです。</p> <p>また、幹線に接続する地域内交通等の本格運行に対しては、国の地域内フィーダー系統補助の対象となり得ることから、補助要件である法定計画の策定に対する支援を実施しているところであり、引き続き必要な支援について検討していきます。(B)</p>	沿岸広域 振興局	経営企画 部	B : 2

【反映区分】  
 A:提言等の趣旨に沿って措置したもの  
 B:実現に努力しているもの  
 C:当面は実現できないもの  
 D:実現が極めて困難なもの  
 S:反映区分の選択になじまないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和5年 10月20日 (金)	2 公共交通の維持確保について (2) 八木沢・宮古短大駅アクセス路整備に係る支援について	八木沢・宮古短大駅は、平成31年3月の開業以来、地域住民のみならず、岩手県立大学宮古短期大学の学生にも利用されています。 地域住民及び利用者の利便性向上のため、以下のとおり要望します。  1 令和6年度に予定している八木沢・宮古短大駅のアクセス路整備工事について、三陸鉄道の利用促進につながることから、工事費に係る財政支援を行うこと。	市町村道等の道路整備については、地域事情や必要性に応じて市町村において実施しているものと認識しておりますが、当該アクセス路については、その整備計画の内容をお伺いしつつ、県としてどのような支援ができるか検討していきます。(B)	沿岸広域振興局	経営企画部	B : 1
令和5年 10月20日 (金)	3 災害に強いまちづくりの推進について (1) 河川の適切な維持管理について	県が管理する河川の適切な維持管理のため、以下のとおり要望します。  1 近年多発する豪雨等災害に備え、堤防の整備、土砂浚渫や立木の除去など、河川機能の強化を図ること。 特に、閉伊川と刈屋川の合流地点、閉伊川と飛沢川の合流地点、津軽石川と藤畑川の合流地点の河道掘削について早期に着手し、花輪橋付近の立木伐採も計画的に実施すること。 2 砂防堰堤について、砂防施設点検結果を踏まえた適切な維持管理を行うこと。 3 河川水門施設に係る定期点検を実施し、改良、改修が必要な施設について必要な予算を確保のうえ、早急に対応すること。 4 河川水門操作者の安全を確保するため、スルース型水門を自動開閉型へ改良すること。 5 防災・安全交付金等による財政措置の拡充について、国に強く働きかけること。	1 河川の維持管理について、県では、住宅密集地域や被災履歴のある箇所など優先度の高い箇所から順次対策を進めており、令和4年度は、津軽石川と藤畑川の合流地点、撰待川胡桃畑地区、神田川小林地区、近内川千徳地区、長沢川松山地区等の支障木伐採や堆積土砂の除去を実施し、令和5年度は、閉伊川と飛沢川の合流地点、津軽石川と藤畑川の合流地点、撰待川胡桃畑地区、神田川小林地区、近内川千徳地区、長沢川松山地区等で実施しているところです。 また、閉伊川と刈屋川の合流地点の河道掘削及び花輪橋付近の立木の除去は必要と認識しておりますが、河川巡視により河川の状況を把握し、次年度以降、管内河川の優先度の高い箇所から順次対策を講じていく予定です。今後も現地の状況を確認しながら、適切な河川の維持管理に努めていきます。(A)  2 砂防堰堤の維持管理については、毎年実施している砂防施設点検結果や長寿命化計画等に基づき対策を進めており、令和4年度に和井内地区安庭沢堰堤上流の堆積土砂を除去したところです。引き続き、砂防施設点検等により施設の状況を把握し修繕等を行うとともに、長寿命化計画も踏まえた適切な維持管理に努めていきます。(A)	沿岸広域振興局	土木部	A : 2 B : 2

【反映区分】  
 A: 提言等の趣旨に沿って措置したもの  
 B: 実現に努力しているもの  
 C: 当面は実現できないもの  
 D: 実現が極めて困難なもの  
 S: 反映区分の選択になじまないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
			3、4 河川水門については、定期的を実施している水門施設点検の結果を踏まえ、改良、改修が必要な場合は速やかに対応するとともに、自動開閉型水門の導入についても検討していきます。(B)  5 県では、洪水発生時に堆積した河道の土砂撤去など、緊急的に対応すべき防災・減災対策に資する事業について、防災・安全交付金等による財政措置の継続を国に対し要望しているところであり、今後も機会を捉えて働きかけていきます。(B)			
令和5年10月20日(金)	3 災害に強いまちづくりの推進について (2) 砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業及び治山事業の促進について	豪雨等により土砂災害による被害が多発していることから、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業及び治山事業について、一層の整備促進を図るため、以下のとおり要望します。  1 整備中の砂防事業(高浜の沢(2)、赤前上の沢(2))、急傾斜地崩壊対策事業(築地)、復旧治山事業(坂本沢)について早期に完成させること。 2 被害が多数発生した重茂、赤前、津軽石、崎山、新里、川井の各地区について、早急に対策を進めること。 特にも、土砂災害特別警戒区域(土石流)の北井沢、田の沢及び土砂災害特別警戒区域(急傾斜)の星山、上箱石、川井-9、復旧治山事業(堀内、里、中の浜、腹帯、和野)について早期に完成させること。 3 令和4年7月23日の豪雨により発生した鈴久名地区の山腹崩壊について早急に完成させること。	【農林水産部】 1 治山事業(坂本沢)については、令和5年10月に概成(完成)しています。(A) 2 治山事業は、県が策定する「治山事業四箇年実施計画」等に基づき実施しており、整備する箇所は、地域の実情を踏まえ、『人家』や『重要な公共施設』などの保全対象を考慮し、緊急性の高い箇所を優先的に実施しています。また、治山事業の実施に係る予算の確保について、国に要望しているところです。 要望のありました箇所については、事業採択要件や現地の状況、緊急性等を考慮し、市と連携を図りながら、検討を進めていきます。(B) 3 鈴久名地区の山腹崩壊については、国庫補助事業による事業実施が採択となったことから、令和5年度から現地の調査測量に着手しており、引き続き早期完成に向け、取り組んでいきます。(A)	沿岸広域振興局	農林部、土木部	A: 6、 B: 1、 C: 2

【反映区分】  
 A:提言等の趣旨に沿って措置したもの  
 B:実現に努力しているもの  
 C:当面は実現できないもの  
 D:実現が極めて困難なもの  
 S:反映区分の選択になじまないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
			<p>【県土整備部】</p> <p>1 砂防事業高浜の沢(2)については、令和3年度から工事に着手し令和5年9月に完成しています。        (A)        砂防事業赤前上の沢(2)については、令和4年度から工事に着手しており、引き続き、早期完成に向けて事業を推進していきます。(A)        急傾斜地崩壊対策事業(築地)については、令和3年度から工事に着手しており、令和5年度内の概成を目指して工事を推進していきます。(A)</p> <p>2 土砂災害特別警戒区域(土石流)の北井沢については、令和5年度に事業着手しました。(A)土砂災害特別警戒区域(土石流)の田の沢については、既設の砂防堰堤の適切な維持管理に努めるとともに、今後、現地の堆砂状況を踏まえながら、土砂・流木等堆積物の撤去等の必要な対策について検討していきます。(C)土砂災害特別警戒区域(急傾斜)の星山、上箱石、川井-9については、要配慮者利用施設や避難所、学校・病院等の公共施設のある箇所、被害履歴のある箇所など県全体の整備状況を考慮しながら検討を進めていきます。(C)</p>			

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和5年 10月20日 (金)	3 災害に強いまちづくりの推進について (3) 浸水対策事業の推進について	<p>浸水対策を実施するうえで必要な道路の冠水対策や河川の改修などのため、以下のとおり要望します。</p> <p>1 社会資本整備総合交付金を含めた既存制度の補助要件の拡大及び新たな財政支援の創設について、国に強く働きかけること。          2 根市地区について、台風第10号において国道106号及び沿線の住宅・事業所が浸水する被害が発生したことから、国道106号の排水側溝の改修を行うこと。</p>	<p>1 貴市が実施している浸水対策基本調査において、今後示される具体的対応案について、社会資本整備総合交付金等の制度対象の可否を勘案し、補助要件拡大等の財政支援について国へ働き掛けていきます。          (B)          2 道路の排水施設は、道路利用者の安全な通行を確保するため、基準に基づき必要な排水能力を確保し、設置することとしています。          要望の国道106号根市地区の排水側溝の改修についても、この基準により、現在の側溝を設置していることから、早期の改修は困難ですが、令和5年度にフラップゲート下流の堆積土砂を一部除去しているところであり、今後も、流末を含め、排水系統の点検を行い、適切な維持管理に努めていきます。(C)</p>	沿岸広域 振興局	土木部	B : 1、 C : 1
令和5年 10月20日 (金)	3 災害に強いまちづくりの推進について (4) 水防警報河川の追加指定について	<p>今後の適切な避難指示等の実施のため、以下のとおり要望します。</p> <p>1 新たに危機管理型水位計が設置された山口川、近内川、二又川、飛沢川、小国川、夏屋川、鈴久名川、倉の沢川、薬師川、田代川、神田川、撰待川、八木沢川、重茂川河川に係る水防警報河川の早急な追加指定をすること。</p>	<p>1 要望のあった河川のうち、田代川においては、従来型の水位計を整備したうえで、令和7年度から水防警報河川に指定する計画としています。これ以外の河川における水防警報河川の指定については、危機管理型水位計の運用実績等や他県の動向等を踏まえ、指定の適否を判断し、今後の計画への位置付けについて検討していきます。(C)</p>	沿岸広域 振興局	土木部	C : 1

【反映区分】  
 A:提言等の趣旨に沿って措置したもの  
 B:実現に努力しているもの  
 C:当面は実現できないもの  
 D:実現が極めて困難なもの  
 S:反映区分の選択になじまないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和5年 10月20日 (金)	3 災害に強いまちづくりの推進について (5)復興関連事業終了に伴う財政負担増加に対する軽減策について	復興関連事業の終了に伴い、通常事業に移行したことにより財政負担が増加していることから、以下のとおり要望します。  1 通常事業に移行したことにより、市の財政負担が増加した音部漁港の整備について、負担の軽減策を講じること。	東日本大震災津波に係る復興事業として取り組んできた音部漁港の掘り込み整備については、地元漁協の追加要望等により事業費が増加することから、その増加分は、通常事業で対応することとしております。 引き続き、宮古市や地元漁協と協議・調整を行いながら、事業費の縮減を図り、宮古市負担額の軽減に努めていきます。(B)	沿岸広域 振興局	水産部	B:1
令和5年 10月20日 (金)	4 道路交通ネットワークの整備促進について (1)宮古盛岡横断道路の整備促進について	重要物流道路である宮古盛岡横断道路について、災害時の緊急体制やきめ細かな道路管理体制を整えるため、以下のとおり要望します。  1 田鎖臺目道路及び箱石達曾部道路の整備促進に向けた必要な予算確保など、事業推進を図ること。 2 箱石達曾部道路は、道の駅やまびこ館へのアクセス向上を図ること。 3 国土交通大臣管理の指定区間への編入について、国に強く働きかけること。	1 田鎖臺目道路は令和2年度、箱石達曾部道路は令和3年度に国により事業化されたところですが、県では、令和6年度政府予算提言・要望において、これらの道路を始めとする宮古盛岡横断道路の整備推進について国に要望したところであり、引き続き国へ働きかけていきます。(B) 2 また、箱石達曾部道路の道の駅(やまびこ館)へのアクセスについても、利便性が確保されるよう国へ働きかけていきます。(B) 3 県では、令和6年度政府予算提言・要望において、復興支援道路として整備された宮古盛岡横断道路の指定区間編入についても国に要望したところであり、東北地方の連携・交流の骨格となる格子状骨格道路として、国で一體的に管理することについて、引き続き様々な機会を捉えて国へ働きかけていきます。(B)	沿岸広域 振興局	土木部	B:3



宮古市

【反映区分】  
 A:提言等の趣旨に沿って措置したもの  
 B:実現に努力しているもの  
 C:当面は実現できないもの  
 D:実現が極めて困難なもの  
 S:反映区分の選択になじまないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和5年10月20日(金)	4 道路交通ネットワークの整備促進について (2) 国道の防災対策及び交差点改良について	国道106号及び340号について、以下のとおり要望します。 1 土砂崩落を防ぐ法面補強や落石防護柵の設置など、防災対策にかかる必要な予算を確保すること。 2 現国道106号と市道廻立線との交差点について、安全性の向上を図る対策を行うこと。	1 県では、災害に強い道路ネットワークの構築などの防災・減災対策を推進するため、令和6年度政府予算提言・要望において、国の公共事業関係費の安定的・持続的な確保と併せ、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に係る必要な予算・財源を当初予算において別枠で確保するとともに、5か年加速化対策期間終了後においても、中長期的見通しのもと、継続的に対策を講ずる必要があることから、引き続き、国土強靱化に必要な予算・財源を別枠で確保するよう国に要望したところであり、今後も引き続き必要な予算の確保について、国に働きかけていきます。(B) 2 国道106号と市道廻立線の交差点については、令和5年度から測量及び道路詳細設計を進めてきました。今後とも地域の御協力をいただきながら、整備推進に努めていきます。(B)	沿岸広域振興局	土木部	B : 2
令和5年10月20日(金)	4 道路交通ネットワークの整備促進について (3) 国道340号「宮古～岩泉間」(和井内～押角トンネル間)の整備促進について	押角トンネルが供用開始され、押角峠工区から宮古側1.7kmの区間については、令和2年度から和井内押角工区として事業着手されました。交通難所の解消に向けて、以下のとおり要望します。 1 和井内押角工区の早期完成に向けた事業推進を図ること。 2 未改良区間の残り約2.0kmについて、早期に事業化すること。	一般国道340号落合～宮古市和井内間は、幅員狭小で急カーブや急勾配が連続している区間があることから、整備が必要と認識しています。 1 このため、宮古側については、令和2年度に「和井内～押角工区」として事業化し、令和5年度は道路改良工事及び橋梁詳細設計等を進めてきたところで、今後とも地域の御協力をいただきながら、整備推進に努めていきます。(A) 2 約2.0kmの未改良区間については、幅員が狭く、急カーブが連続していることから、整備が必要な区間と認識しており、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)	沿岸広域振興局	土木部	A : 1、 C : 1

【反映区分】  
 A: 提言等の趣旨に沿って措置したもの  
 B: 実現に努力しているもの  
 C: 当面は実現できないもの  
 D: 実現が極めて困難なもの  
 S: 反映区分の選択になじまないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和5年 10月20日 (金)	4 道路 交通ネット ワークの整備促 進について (4) 主 要地方道 の整備及 び事業化 について	安全かつ円滑な交通の確保と、災害に強い道路ネットワークを構築するため、以下のとおり要望します。 1 重茂半島線はカーブが連続し、狭隘な箇所も多く存在し、東日本台風においては未改良区間の崩落により集落が一時孤立したことから、早期に全線改良すること。 2 紫波江繋線について、江繋「大畑地区からタイマガラ地区」の道路改良整備をすること。 3 大槌小国線について、小国(道又)から大槌町金沢までの区間の「土坂峠トンネル」について早期に事業化すること。 4 宮古岩泉線について、宮園団地から箱石地区を経由し、田代地区に至る延長約11kmの区間を早期に改良すること。	1 主要地方道重茂半島線については、地域の産業や経済活動、日常生活を支える重要な路線であり、災害時において緊急輸送を担う路線と認識しています。未改良区間については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C) 2 大畑地区からタイマガラ地区間については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C) 3 主要地方道大槌小国線については、令和元年度までに宮古市小国地区から大槌町金澤地区間のうち、早期に整備効果が発現できる現道拡幅区間約1,100mの整備が完了したところです。 残る区間の整備については、急峻な地形であり、長大トンネルを含む大規模な事業となることが想定されることから、慎重な検討が必要であると考えており、公共事業予算の動向や、復興道路開通後の交通の流れの変化なども考慮しながら、総合的に判断していきます。(C) 4 主要地方道宮古岩泉線(宮園団地～箱石地区～田代地区間)については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)	沿岸広域 振興局	土木部	C : 4

【反映区分】  
 A:提言等の趣旨に沿って措置したもの  
 B:実現に努力しているもの  
 C:当面は実現できないもの  
 D:実現が極めて困難なもの  
 S:反映区分の選択になじまないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和5年 10月20日 (金)	4 道路 交通ネット ワーク の整備促 進につい て (5) 通 学路の安 全確保に ついて	全国で発生している通学路における死傷事故を踏まえ、歩行者の安全を確保するため、以下のとおり要望します。  1 通学路における歩道の新設や、ガードレールの設置等の交通安全対策 事業に積極的に取り組むこと。	県では、いわて県民計画（2019～2028）に基づき、歩行者の安全な通行を確保するため、通学路等への歩道設置や防護柵等の交通安全施設の整備を推進しているところであり、引き続き取り組んでいきます。 (A)	沿岸広域 振興局	土木部	A：1
令和5年 10月20日 (金)	4 道路 交通ネット ワーク の整備促 進につい て (6) 宮 古盛岡横 断道路、 国道340 号立丸峠 周辺及び 押角トン ネル内の 携帯電話 不感エリ アの解消 について	携帯電話不感エリアを解消するため、以下のとおり国と通信事業者への働きかけを要望します。  1 岩手県の地域防災計画において、「緊急輸送道路」に位置付けられている宮古盛岡横断道路及び国道340号について、全線にわたる携帯電話のエリア整備を行うこと。 2 特に、「立丸峠」「押角峠」については、トンネル内の長距離区間が不感 エリアであることから、早急にエリア化を図ること。 3 国及び通信事業者への働きかけや早期事業化に向けて、引き続き支援すること。	携帯電話の不感地域解消は重要な課題であり、これまでも国に対し、県として、整備について繰り返し要望しているほか、携帯電話事業者に対して、不感地域の解消を要請してきました。 宮古盛岡横断道路については、令和3年度まで、国道340号については、令和4年度までに、立丸峠周辺の非居住地域及び一部トンネル区間を除き、おおむねエリア化されたところです。 残る不感エリア（一部トンネル区間等）についても、公益社団法人移動通信基盤整備協会と協議を進めるほか、引き続き県から国及び携帯電話事業者等へ携帯電話利用環境の整備を働きかけていきます。 (B)	沿岸広域 振興局	経営企画 部、土木 部	B：1

【反映区分】  
 A: 提言等の趣旨に沿って措置したもの  
 B: 実現に努力しているもの  
 C: 当面は実現できないもの  
 D: 実現が極めて困難なもの  
 S: 反映区分の選択になじまないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和5年 10月20日 (金)	5 重要 港湾宮古 港の機能 強化につ いて (1) 重 要港湾機 能の強化 について	重要港湾の機能維持と活性化に向け、以下のとおり 要望します。 1 重要な港湾機能であるタグボートの常駐は、県の 責任において行うこと。 2 藤原ふ頭の耐震強化岸壁整備について早急に事業 化を行うこと。 3 早急に藤原地区の静穏度向上対策を図ること。 4 藤原ふ頭工業用地について、企業の用途に応じた 立地が進むよう県有地との交換、譲渡等を含め柔軟か つ速やかに対応すること。	1 宮古港へのタグボートの常駐については、宮古・ 室蘭フェリー就航時における貴市との合意を踏まえ、 寄港再開決定の際には、貴市と連携して費用を負担す ることとしています。(B) 2 耐震強化岸壁については、令和2年度に策定した 「宮古港長期構想」において、適切な施設配置を検討 したところであり、事業化については、今後の港湾の 利用状況を踏まえながら検討していきます。(B) 3 宮古港の港内の静穏度向上対策については、港湾 計画の改訂が必要であることから、令和2年度に「宮 古港長期構想」を策定したところであり、引き続き、 貴市と連携して港湾計画の改訂に向けた貨物需要の掘 り起こしや課題整理等に取り組んでいきます。(B) 4 未分譲地と民有地との交換については、地権者の 意向を確認しているところであり、その結果を踏まえ 必要に応じて具体的な協議を進めていきます。 また、未分譲地の交換や譲渡について要望があった 場合は、その具体的な利活用計画を提示いただきなが ら、検討していきます。(B)	沿岸広域 振興局	土木部	B : 4

【反映区分】  
 A:提言等の趣旨に沿って措置したもの  
 B:実現に努力しているもの  
 C:当面は実現できないもの  
 D:実現が極めて困難なもの  
 S:反映区分の選択になじまないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和5年 10月20日 (金)	5 重要 港湾宮古 港の機能 強化につ いて (2) ポート セールス の強化に ついて	宮古港を核とした広域的な産業振興が図られるよう、以下のとおり要望します。  1 フェリー定期航路の再開に向け、ポートセールスを強化すること。 2 クルーズ船の寄港増加と寄港効果の県内への波及拡大に向け、ふ頭周辺環境整備、観光資源の一層の開拓、船会社やランドオペレーターの見察招請などのポートセールスを強化すること。 3 港湾利用企業の立地や拡大に向け、ポートセールスを強化すること。	1 フェリー定期航路の再開に向けたポートセールス活動の強化については、令和2年度に実施した貨物動向調査の結果を踏まえ、貴市と合同で調査協力企業への訪問を行うなど、引き続き貴市と連携して取り組んでいきます。(A)  2 クルーズ船の感染症対策やインバウンド対策などの受入環境の整備について、令和2年度から令和4年度は外国大型クルーズ船が全て寄港中止となりましたが、令和5年度の寄港実績を踏まえ、貴市や関係機関と連携しながら、十分な受入環境の整備に努めていきます。 また、クルーズ船社へのポートセールスについては、引き続き、貴市や関係機関と連携して、クルーズ船社やランドオペレーターへの訪問をはじめ、クルーズ船社等の視察受入れなどにより、クルーズ船社等に対して宮古港への寄港を働き掛けていきます。(A)  3 港湾利用企業の立地や拡大に向けたポートセールスについては、貴市と連携して取り組んでいきます。(A)	沿岸広域 振興局	土木部	A : 3
令和5年 10月20日 (金)	6 移住 定住・雇 用対策の 推進につ いて (1) 若 者の移住 推進に向 けた支援 策の拡充 について	若者の移住、U・Iターンの推進に向け、若者を対象とした支援策の拡充について、以下のとおり要望します。  1 「いわて若者移住支援金」の対象者について、居住地要件を「県外」に緩和すること。	いわて若者移住支援金については、より多くの若者の本県への移住、U・Iターンの促進するため、令和4年度から新卒要件を追加し、令和5年度からは、さらに女性及び25歳以下の若者に対する加算を設けたところです。 令和6年度からは、県営住宅を活用した「いわてお試し居住体験事業」参加者について、県内定着を促すため、就業までに至る期間を考慮し、申請期間の延長を予定しています。 居住地要件は現在のところ、東京圏としています。が、本県からの転出者が最も多い宮城県など東京圏以外の県外も対象とすることについて、国の移住支援金の制度の拡充状況も見ながら、次年度以降も検討していきます。	沿岸広域 振興局	経営企画 部	B : 1

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和5年 10月20日 (金)	6 移住 定住・雇 用対策の 推進につ いて (2) 企 業立地促 進奨励事 業費補助 金の拡充 について	<p>地域経済の活性化及び雇用の拡大が図られるよう、以下のとおり要望します。</p> <p>1 企業立地促進奨励事業費補助金について、沿岸広域における対象業種の拡充、新規常用雇用者数及び補助率の要件を緩和すること。</p>	<p>県では、内陸部に比べて有利な制度設計となっている「企業立地促進奨励事業費補助金」や、「特定区域における産業の活性化に関する条例」に基づく不動産取得税などの地方税の減免措置等の各制度をPRしながら、企業誘致に取り組んでいるところです。</p> <p>補助金の拡充については、全県的な視点に立ち、限られた財源の効果的な活用を前提としつつ、他県との競争力の比較、業界や産業の動向、地域の事情等を勘案して、より良い方策を検討していきます。(B)</p>	沿岸広域 振興局	経営企画 部	B : 1
令和5年 10月20日 (金)	7 養殖 事業の推 進につい て	<p>天然魚の漁獲量が減少する中、養殖魚による水揚量確保は有効な手段です。</p> <p>中でも、ホシガレイは貴重な魚であり、養殖により、安定的な水揚量の確保が期待できます。</p> <p>このため、本市では、令和元年度からホシガレイの陸上養殖調査事業に取り組んでおり、種苗の確保が喫緊の課題となっております。</p> <p>第8次岩手県栽培漁業基本計画(令和4~8年度)では、ホシガレイの放流目標を10万尾と定めているものの、現在、事業化検討の前段階として、種苗生産がなされておられません。</p> <p>つきましては、以下のとおり要望します。</p> <p>1 ホシガレイの種苗生産及び安定的な供給体制を早急に整えること。</p>	<p>ホシガレイの種苗生産については、国の水産研究・教育機構からの技術移転を受けながら、(一社)岩手県栽培漁業協会において、技術開発を進めているところです。</p> <p>一方、種苗生産の事業化に向けては、親魚の確保、稚魚のふ化率の向上、疾病対策及び生産経費の確保など、技術的・経営的な課題があると認識しています。</p> <p>現在、県では、水産庁、水産研究・教育機構、関係県等で構成する「ホシガレイ栽培漁業広域連携推進プラットフォーム」に参画し、ホシガレイの種苗生産技術の開発や生産体制の構築など、栽培漁業の推進に向けた相互の情報交換や技術協力を進めています。(B)</p>	沿岸広域 振興局	水産部	B : 1

【反映区分】  
 A: 提言等の趣旨に沿って措置したもの  
 B: 実現に努力しているもの  
 C: 当面は実現できないもの  
 D: 実現が極めて困難なもの  
 S: 反映区分の選択にじまないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和5年 10月20日 (金)	8 観光 の振興に ついて (1) 三 陸ジオ パーク及 びみちの く潮風ト レイルの 推進につ いて	三陸ジオパーク及びみちのく潮風トレイルの推進のため、以下のとおり要望します。  1 三陸ジオガイドの育成が三陸ジオパークの魅力拡大につながることから、研修会や育成プログラムを実践すること。 2 みちのく潮風トレイルを本県の代表的な自然散策体験観光として位置づけ、周知宣伝を図り誘客を強化すること。	1 三陸ジオガイドの育成が三陸ジオパークの魅力拡大につながることから、研修会や育成プログラムを実践すること。 県では、三陸ジオパーク推進協議会と連携して平成28年度から三陸ジオパーク認定ガイドの養成を行っており、令和5年9月1日現在で64名の方々が認定ガイドとして活躍されています。 また、認定ガイドの更新講習会の開催やガイド研修会の実施などの取組をこれまで継続して実施してきました。 今後も、三陸ジオパーク推進協議会と連携し、認定ガイドの養成のほか、ガイドスキル向上に向けた取組を継続し、ジオパークの魅力発信のための態勢整備に取り組んでいきます。(A)	沿岸広域 振興局	経営企画 部、保健 福祉環境 部	A : 1、 B : 1
			2 県では、これまでも三陸DMOセンター等と連携してみちのく潮風トレイルをはじめ、三陸復興国立公園や三陸ジオパークなど多様な地域資源を有する優位性を生かし、これら三陸固有の資源を生かした観光ルートの情報発信や三陸の地域資源のブラッシュアップ等に取り組んできたところです。 また、市町村、観光関連事業者等で構成するいわて観光キャンペーン推進協議会を設置して、国内外への情報発信の強化にも取り組んでいるところです。 さらに、令和6年1月から3月までの3ヵ月間、県内各地の特色のあるコンテンツを活用して、内陸地域の滞在型観光や内陸から沿岸への周遊型観光をテーマに「いわて冬旅キャンペーン」を展開し、首都圏等に向けた情報発信を強化するとともに、誘客拡大に取り組んでいます。 今後も、三陸DMOセンターや地元関係者と連携して情報発信の強化に取り組み、三陸の地域資源を生かした誘客の促進に取り組んでいきます。(B)			

【反映区分】  
 A: 提言等の趣旨に沿って措置したもの  
 B: 実現に努力しているもの  
 C: 当面は実現できないもの  
 D: 実現が極めて困難なもの  
 S: 反映区分の選択になじまないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和5年 10月20日 (金)	8 観光 の振興に ついて (2) 観 光関連施 設の修繕 について	度重なる災害や大雨により破損した箇所及び老朽化した施設について、以下のとおり要望します。 1 老朽化した浄土ヶ浜第一駐車場トイレを建て替えること。 2 臼木山トイレの洋式化と、園地内の計画的な改修を行うこと。 3 みちのく潮風トレイルルート上の三王園地遊歩道、真崎海岸及び佐賀部などの自然遊歩道（ロープなどで代用している手すりを含む）について、早急に改修すること。	宮古市内の自然公園においては、令和5年度までに田老地区の歩道再整備や鮎ヶ崎灯台トイレの改修などを行っておりますが、自然公園施設の整備については、県内各地から多くの要望があり、必要性、緊急性等を考慮しながら整備を進めている状況です。 1 浄土ヶ浜第一駐車場トイレについては、洋式トイレへの温水洗浄便座の設置や浄化槽の修繕など老朽化対策を行っているところですが、建て替えについては、耐用年数等を考慮しながら、貴市及び関係機関と意見交換を行い、整備方針を検討していきます。 (B) 2 臼木山トイレについては、園路の一部バリアフリー化や多目的トイレの整備等を行っているところですが、貴市と意見交換を行い、利用形態や利用状況を考慮しながら整備方針を検討していきます。(B) 3 三王園地遊歩道等の施設改修については、国立公園の特別保護地区及び第1種特別地域等における施設整備は、国が行うこととされていることから、国による再整備を要望していくこととしますが、利用者の安全確保のため緊急な再整備を要する箇所については、貴市及び関係機関と意見交換を行い、整備方針を検討していきます。(B)	沿岸広域 振興局	保健福祉 環境部	B : 3



【反映区分】  
 A: 提言等の趣旨に沿って措置したもの  
 B: 実現に努力しているもの  
 C: 当面は実現できないもの  
 D: 実現が極めて困難なもの  
 S: 反映区分の選択にじまいないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和5年 10月20日 (金)	9 医療・福祉の充実について (1) 県立宮古病院の医師の確保等について	宮古医療圏の中核病院として、圏域住民の命を支える重要な役割を担う県立宮古病院について、以下のとおり要望します。 1 県立宮古病院の医師及び看護師の不足を解消し、医療サービスの向上に努めること。 2 救命率の向上及び後遺症の軽減のため、ドクターヘリを増機するなど搬送体制の強化を図ること。 3 県立宮古病院に救命救急センターを設置すること。	【医療局】 1 県立宮古病院の常勤医師の配置又は増員については、派遣元である大学医局においても医師の絶対数が不足していることから厳しい状況が続いているため、関係大学からの診療応援や県立病院間の連携等により、診療体制の維持に努めているところです。 県では、医師の地域偏在の更なる解消に向けて、医師不足が深刻な沿岸・県北地域への奨学金養成医師の配置に向けて、令和3年度に配置対象となった奨学金養成医師から、沿岸・県北地域での2年間の勤務を必須化しており、令和5年度に配置した151名の養成医師のうち、9名を宮古病院に配置したところです。 県としては引き続き、関係大学を訪問し医師の派遣を強く要請していくほか、即戦力となる医師の招聘や奨学金養成医師の計画的な配置等に努めながら、医師の確保に取り組んでいきます。 看護師については、令和2年度に夜勤体制強化のための増員を図り、今年度もその体制を維持しているほか、病院からのヒアリング等に基づき育休代替職員を措置するなど、体制整備に努めているところです。 沿岸地域の病院は欠員が生じた場合、看護師免許取得者を確保することが難しい状況となっていることから、看護師の募集において、受験資格を緩和した沿岸枠（久慈・宮古・山田・大槌・釜石・大船渡・高田）を設定し、受験しやすい環境整備に努めており、引き続き必要な看護師数の確保に取り組んでいきます。 (B)	沿岸広域 振興局	経営企画部、保健福祉環境部	B : 2、 D : 1

【反映区分】  
 A:提言等の趣旨に沿って措置したもの  
 B:実現に努力しているもの  
 C:当面は実現できないもの  
 D:実現が極めて困難なもの  
 S:反映区分の選択になじまないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当 所属名	反映区分
			<p>【保健福祉部】</p> <p>2 本県ドクターヘリについては、平成24年度の導入後これまで円滑に運航されており、平成25年度からは北東北三県の広域連携による運航を開始し、県北沿岸地域における救急医療体制の強化を図っているところです。</p> <p>ドクターヘリの増機は、必要な医師、看護師のスタッフ確保などの課題があり困難ではありますが、今後とも、広域連携による運航を継続しながら、必要な救急医療体制の確保に努めていきます。(B)</p> <p>3 本県の三次救急医療体制については、重症及び複数の診療科領域にわたるすべての重篤な救急患者を24時間体制で受け入れるため、面積が広大で山間部が多いという地理的状況等も踏まえ、岩手医大附属病院高度救命救急センターを含め4病院を救命救急センターに指定しているところです。</p> <p>県立宮古病院への新たな救命救急センターの設置は、必要なスタッフの確保などの課題があり困難ですが、ドクターヘリも活用しながら必要な三次救急医療体制を確保していきます。(D)</p>			

## 【反映区分】

A:提言等の趣旨に沿って措置したもの  
 B:実現に努力しているもの  
 C:当面は実現できないもの  
 D:実現が極めて困難なもの  
 S:反映区分の選択になじまないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和5年 10月20日 (金)	9 医療・福祉の充実について (2) 高校生までの医療費助成制度の拡大について	子育て世帯にとって大きな負担となっている子どもの医療費を、国、県及び市町村で支援していくため、以下のとおり要望します。  1 県事業として実施する医療費助成について、全県的に実施している現物給付との統一を図り、高校生(入院・外来)まで対象を拡大すること。 2 全国一律のこども医療費助成の制度創設について、国に強く働きかけること。	1 各市町村の医療費助成については、それぞれの政策的判断のもとに、単独事業として拡充が進められてきていますが、県では、広域的な視点から、より専門的なサービスの提供を行う役割があることから、県立病院事業に約200億円を繰り出すなど、市町村単位では実施が困難な施策を実施してきたところです。 県が助成対象を拡大する場合、重度心身障がい児・者など他の助成制度との公平性にも配慮する必要がある、県の政策全体の中で、総合的に検討する必要があると考えています。(C)  2 本県のみならず、全国的に支援の拡充が進む中、子ども医療費助成については、全国の自治体から、全国一律の制度の創設が強く求められており、これまでも国に対し、全国知事会としても、全国一律の制度を創設するよう要望してきたところですが、今後も粘り強く国に対し働きかけを行っていきます。(A)	沿岸広域 振興局	保健福祉 環境部	A : 1、 C : 1

【反映区分】  
 A:提言等の趣旨に沿って措置したもの  
 B:実現に努力しているもの  
 C:当面は実現できないもの  
 D:実現が極めて困難なもの  
 S:反映区分の選択にじまないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和5年 10月20日 (金)	9 医療・福祉の充実について (3) 介護施設等の整備に関する補助単価の引き上げと介護職員の人材確保について	介護施設の新規整備に関し、実勢単価を反映した補助単価の引き上げと介護人材確保について、以下のとおり要望します。 1 地域医療介護総合確保基金における施設開設補助について、補助単価の引き上げを国に強く働きかけること。 2 県独自補助の創設又は他の補助メニューを併用できる制度を整備すること。 3 人材の確保に向けて、介護職員の給与を全産業平均の水準まで引き上げるようさらなる処遇改善策について、国に強く働きかけること。	地域医療介護総合確保基金を活用した介護施設等整備事業費補助については、国が消費税率の引上げや建設コストの高騰等に対応して、順次基準単価の改正を行っており、直近では、令和5年6月23日付で地域医療介護総合確保基金管理運営要領が一部改正され、基準単価上限額の増額が行われたところです。 県ではこの基準単価上限額の増額に対応し、令和6年度から市町村への補助単価を引き上げる予定としています。 県としては社会情勢の変化等を注視し、財源措置も含めて、必要に応じて働きかけていきます。(A) また、国が補助対象としていない広域型特別養護老人ホーム等の整備に関して、県では老人福祉施設整備費補助の制度を設け、全国平均を上回る単価により補助を行っているところであり、新たな補助制度の創設等については、その必要性も含めて慎重な検討が必要と考えています。(C) 介護職員の処遇改善については、介護職員等ベースアップ等支援加算が新設され、介護職員の収入の3%程度(月額9,000円)の賃金改善に要する経費に相当する加算制度が設けられたところです。 さらに、令和5年11月2日の閣議決定に基づき、介護職員の収入の2%程度(月額平均6,000円相当)引き上げを図るための措置が令和6年2月から5月まで実施されるほか、令和6年6月からは現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせ合わせた介護職員等処遇改善加算が実施される予定です。 県では、政府予算提言・要望活動において、全産業平均の賃金水準に達するまで、更なる処遇改善を継続的に行うことや介護サービスの提供に関わる全ての従事者を加算対象にすること、適切な水準の介護報酬の設定など、介護人材確保対策の一層の拡充について要望しています。(A)	沿岸広域 振興局	保健福祉 環境部	A : 2、 C : 1

【反映区分】  
 A:提言等の趣旨に沿って措置したもの  
 B:実現に努力しているもの  
 C:当面は実現できないもの  
 D:実現が極めて困難なもの  
 S:反映区分の選択になじまないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和5年 10月20日 (金)	9 医療・福祉の充実について (4) リハビリテーションセンターのサテライト施設の設置について	沿岸地域において、回復期リハビリテーションを担う高度で専門的な医療を充実させるため、以下のとおり要望します。  1 リハビリテーションセンターのサテライト施設を市内に設置すること。	県では、リハビリテーション医療の中核施設として、いわてリハビリテーションセンターを設置し、地域の医療機関や施設との連携により、県内のリハビリテーション医療の充実に取り組んでいるところです。 引き続き患者の受療動向を把握、分析の上、県内のリハビリテーション医療提供体制について検討していきます。(B)	沿岸広域 振興局	保健福祉 環境部	B : 1
令和5年 10月20日 (金)	10 教育環境の整備について (1) 教育環境の整備について	度重なる災害による家庭環境の変化や、複雑化、多様化する教育課題や学習指導要領の改訂に対応するため、以下のとおり要望します。 1 スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを増員すること。 2 指導主事の配置数について、現定数を維持すること。	1 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置については、沿岸部をはじめ、県内全域において震災起因に係る問題を抱えた児童生徒の実状を把握するための調査に基づき、また、様々なデータをもとに生徒指導上の諸課題を抱える学校の実態を踏まえながら、支援が必要な学校へ適切な配置しているところです。 今後も、国に対して「緊急スクールカウンセラー等活用事業」による特別措置の継続を要望していくとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携した各学校の教育相談体制の充実を目指し、適正な配置に努めていきます。(B)  2 指導主事の配置については、全県的に市町村間の配置の均衡を図る観点から、平成25年度において、全市町村に各1人配置し、学校数・学級数等が多い市町村には規模に応じて複数配置するよう見直しを行ったところであり、宮古市については、令和5年度、引き続き2人の配置としているところです。 令和6年度以降の配置については、各市町村の状況及び国庫負担定数の措置状況等を踏まえつつ、検討していきます。(B)	沿岸広域 振興局	経営企画 部	B : 2

【反映区分】  
 A:提言等の趣旨に沿って措置したもの  
 B:実現に努力しているもの  
 C:当面は実現できないもの  
 D:実現が極めて困難なもの  
 S:反映区分の選択になじまないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和5年 10月20日 (金)	10 教育環境の整備について (2) 岩手県立宮古水産高等学校の機能強化について	<p>気候変動などの影響により、三陸の海洋環境は大きく変化し、従来の魚種の漁獲量が維持できない危機的状況です。</p> <p>これからの三陸の漁業・水産業を振興し、豊かな海とともに暮らすことを望む児童生徒に、従来の養殖漁業に限らず「海面養殖」「陸上養殖」を通じ、海洋教育によりキャリア教育や生きる力を育む環境を整える必要があります。</p> <p>そのためには、専門的な知識及び技術が習得できる高等教育の更なる充実が必要であることから、以下のとおり要望します。</p> <p>1 岩手県立宮古水産高等学校に養殖科を新設すること。</p>	<p>宮古水産高校海洋生産科では、生徒の希望に応じて2年生から船舶運航コース及び食品資源コースに分かれて、より専門的な学びを行う教育課程としており、食品資源コースでは水産業の6次産業化に対応するため、水産物の生産から加工、流通、販売に関する科目を幅広く学習する中で、栽培漁業（増殖・養殖）等に関する専門分野の基礎的な知識と技術についても教育を行っております。</p> <p>本県の沿岸漁業を支える人材育成は重要な課題と認識しており、令和3年5月に策定した「新たな県立高等学校再編計画後期計画」（以下「後期計画」という。）においても、「地域や地域産業を担う人づくり」等を基本的な考え方とし、産業人材としての確かな基盤を育成できる教育環境を整備することとしています。</p>	沿岸広域 振興局	経営企画 部	B : 1

【反映区分】  
 A:提言等の趣旨に沿って措置したもの  
 B:実現に努力しているもの  
 C:当面は実現できないもの  
 D:実現が極めて困難なもの  
 S:反映区分の選択になじまないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
			<p>この考え方に基づき、宮古地域においては、基幹産業である水産業をはじめ、ものづくり産業等に関する専門的な学びを希望するより多くの生徒が集う学校の整備に向け、宮古水産高校と宮古商工高校をそれぞれ単独で維持しつつ、老朽化が進む両校の校舎及び施設等を同一校地内に集約して、両校の施設の共有化を図る等、一体的な整備を行うこととしました。これにより、水産、家庭、商業、工業の各専門分野が連携して学びの充実等を図り、新たな時代をリードする産業人材の育成等を目指すものです。</p> <p>また、後期計画の終期を見据え、次期県立高等学校再編計画の土台となる県立高等学校の在り方の検討に今年度から着手しているところであり、今後の水産教育も含めた本県における県立高校教育の長期ビジョンについて、慎重に検討しているところです。</p> <p>新しい学科の設置については、前述の長期ビジョンに関する検討状況、中学生の進路希望状況、卒業後の進路、地域の産業構造や人材のニーズ及び産業施策の方向性等、様々な観点からの検討が必要であり、多くの課題があるものと認識していますが、栽培漁業を担う人材の育成に向けて、引き続き、現在行われている教育課程の充実に取り組んでいきます。(B)</p>			

【反映区分】  
 A:提言等の趣旨に沿って措置したもの  
 B:実現に努力しているもの  
 C:当面は実現できないもの  
 D:実現が極めて困難なもの  
 S:反映区分の選択になじまないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和5年 10月20日 (金)	10 教育環境の整備について (3) 幼児教育・保育の無償化に係る対象年齢の拡大及び副食費の無償化について	<p>幼児教育・保育の無償化に係る保育料は「いわて子育て応援保育料無償化事業」により、課税世帯の第2子以降の3歳未満の子どもについて無償化されていますが、第1子については依然として無償化の対象となっておりません。</p> <p>また、副食費についても保育料と分離され無償化の対象となっていないことから、以下のとおり要望します。</p> <p>1 「いわて子育て応援保育料無償化事業」の対象を拡大し、課税世帯の3歳未満の第1子についても対象とすること。</p> <p>2 副食費は保育料と分離せず、どちらも国の制度の中ですべて無償化するよう、国に強く働きかけること。</p>	<p>1 令和5年4月から第2子以降の3歳未満児に係る保育料等の無償化を行う市町村に対する補助を実施したところであり、今後の国のこども施策の動向もみながら、事業の実施状況を検証していきます。(B)</p> <p>2 副食費については、市町村が地域事情に応じて、独自の軽減措置を講じているところですが、県では、子育て支援施策等の充実・強化を図るため、幼児教育・保育の完全無償化を早期に実現するよう国に要望しています。今後においても、全国知事会とも合わせ、国に対し、強く働きかけていきます。(B)</p>	沿岸広域 振興局	保健福祉 環境部	B : 2



【反映区分】  
 A:提言等の趣旨に沿って措置したもの  
 B:実現に努力しているもの  
 C:当面は実現できないもの  
 D:実現が極めて困難なもの  
 S:反映区分の選択になじまないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和5年 10月20日 (金)	1 1 国 に対する 要望の強 化につい て (1) 福 島第一原 子力発電 所におけ るALP S処理水 の海洋放 出につい て	ALPS処理水の海洋放出によって風評被害が生じていることから、以下のとおり要望します。 1 ALPS処理水の海洋放出によって新たな風評被害が生じていることから、処理水については、海洋放出によらない新たな処理・保管方法を引き続き検討すること。また、汚染水の発生を抑制する対策を講じるとともに、トリチウムの除去技術開発に取り組むこと。 2 処理水等に関して丁寧に説明等を行い、風評被害を発生させないよう取り組むこと。 3 水産資源への風評被害の対応は、国が主体となり、財政支援を含め速やかに行うこと。	ALPS処理水の処分は、本県の自然環境や漁業を始めとする産業に影響を及ぼすものであってはならないというのが一貫した県の考え方であり、これまで様々な機会を捉えて、関係団体や関係市町村等に対する丁寧な説明と慎重な対応を国に要望してきたところです。 今年度においては、5月23日に国に対し、県、岩手三陸連携会議（沿岸13市町村で構成）及び県漁業協同組合連合会の三者で「ALPS処理水の処分に関する安全と安心の確保」及び「風評に負けない強い水産業の実現に向けた取組への支援」について要望したところです。 さらに、6月14日に実施した政府予算要望では、「科学的根拠に基づく客観的で信頼性の高い情報の発信と丁寧な説明など市町村や関係者等の理解を得る取組の継続」、「徹底した安全対策とあらゆる分野に対応した万全な風評対策など国内外の理解と安心が得られる取組の実施」、「風評が発生した場合における期間や業種を限定しない被害の実態に見合った賠償の実施」及び「トリチウムの分離技術など更なる処理技術の研究開発の推進」などについて、国が責任を持って取り組むよう要望したところです。	沿岸広域 振興局	経営企画 部	B : 3

【反映区分】  
 A:提言等の趣旨に沿って措置したもの  
 B:実現に努力しているもの  
 C:当面は実現できないもの  
 D:実現が極めて困難なもの  
 S:反映区分の選択になじまないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
			<p>また、全国知事会では、8月31日に国に対し、会長（鳥取県知事）、農林商工常任委員長（本県知事）、農林水産物輸出拡大プロジェクトチームリーダー（岐阜県知事）の連名により、「中国政府への輸入停止措置の即時撤廃の働きかけ」、「輸出に関わる事業者等の事業継続に向けた国の責任を持った対応」など、中国における日本産水産物の全面輸入停止措置等に係る緊急申し入れを行ったところです。</p> <p>なお、国では令和5年9月4日に国内消費拡大・生産持続対策、風評影響に対する内外での対応、輸出先の転換対策、国内加工体制の強化対策、迅速かつ丁寧な賠償の5本柱から成る総額1,007億円の「水産業を守る」政策パッケージを発表しています。県においては9月13日、本庁及び各広域振興局にALPS処理水の海洋放出関連の漁業者・事業者からの相談窓口を設置しているところです。</p> <p>今後においても、国内外の理解と安心が得られる取組を国の責任においてしっかりと行うよう引き続き求めていきます。（B）</p>			
令和5年10月20日（金）	1 1 国に対する要望の強化について (2) 災害援護資金の償還免除等の取扱いについて	<p>災害援護資金償還金の実態を把握し、被災者救済の趣旨にふさわしい対応が望まれることから、以下のとおり要望します。</p> <p>1 現行の免除要件の適用にあたり、償還困難、無資力等の要件について、具体的な運用基準を明示すること。</p> <p>2 最長13年となっている償還期間について、阪神・淡路大震災の例に準じ、当面5年間償還期間が延長されるよう、所要の法令等改正を行うこと。</p>	<p>県では、償還が始まった平成29年度以降、債権管理に係るマニュアルの作成・配布や市町村担当者等会議を開催し、債権管理に係る先進地の取組事例の紹介などにより、市町村の適正な債権管理の取組を支援してきたところです。</p> <p>償還免除の要件については、国から具体的な基準や取扱い事例が示されていないため、償還の猶予や免除などの運用基準や具体的な取組事例を示すなど、円滑な債権管理事務に向けた支援を要望しているところであり、今後も県内市町村の状況や意向などを把握しながら、必要な対応を検討していきます。（B）</p> <p>償還期限の延長に係る国への要望については、他県の動向とともに、市町村の状況や意向を把握しながら検討していきます。（B）</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	B : 2

【反映区分】  
 A: 提言等の趣旨に沿って措置したもの  
 B: 実現に努力しているもの  
 C: 当面は実現できないもの  
 D: 実現が極めて困難なもの  
 S: 反映区分の選択になじまないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和5年 10月20日 (金)	1 1 国 に対する 要望の強 化につい て (3) 加 齢性難聴 者への補 聴器購入 助成につ いて	本市では耳の聞こえに不自由を感じている高齢者は約60%に上ります。難聴が進むと人の話が聞きづらくなり、社会から孤立し、認知症になる危険性が高くなります。加えて、緊急時の防災無線などの情報収集が困難になり、生命に危険が及ぶ可能性があります。全国的にも独自の支援策に取り組む自治体が増えていることから、以下のとおり要望します。  1 身体障害者手帳の対象とならない加齢性難聴者に対する補聴器購入助成について、国における公的助成制度を創設すること。	加齢による聴力の低下は、高齢者が閉じこもる要因の一つと考えられており、閉じこもりによって社会活動への参加が消極的になり、認知症の発症をはじめとした要支援・要介護状態に陥ることが懸念されるます。こうしたことから、加齢性難聴者に対する適切な配慮や支援が行われることは、介護予防のみならず高齢者の生活の質の向上に資するものと認識しておりますが、現行の公的支援制度（障害者総合支援法）においては、高度・重度の難聴者のみが支援の対象となっているところです。 認知症との関係については、国の認知症施策推進大綱において、難聴が認知症の危険因子の一つに挙げられておりますが、現状では明確なエビデンスが得られていないことから、現在、国において難聴と認知機能の関連や認知機能における補聴器の効果を検証する研究が進められているものと認識しております。 これらのことから、県では、国に対し、当該研究を進めるとともに、その研究成果を踏まえた上で、障害者総合支援法の対象とならない加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的支援制度を創設するなど支援を充実するよう要望したところであり、引き続き、国の研究成果やそれを踏まえた補聴器購入に対する補助制度の創設等に係る動向を注視していきます。(B)	沿岸広域 振興局	保健福祉 環境部	B : 1

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和5年 10月20日 (金)	1 1 国 に対する 要望の強 化につい て (4) 脱 炭素に向 けた再生 可能エネ ルギーの 推進につ いて	<p>地域の脱炭素に繋がる再生可能エネルギーの更なる導入促進に向け、以下のとおり要望します。</p> <p>1 国主導による系統増強と併せ、地域に裨益(ひえき)する再生可能エネルギーが優先される系統利用ルールを的確に運用すること。</p> <p>2 不安定な国際情勢の中にあっても、安定的なエネルギーの供給を行うため、太陽光発電や風力発電など国産再生可能エネルギーの技術開発と実用化に向けた施策を強力に推進するとともに、その普及拡大を図ること。</p> <p>3 国において、再生可能エネルギーの切り札として検討を進めている大規模洋上風力発電事業の推進にあたり、地元発注による雇用の拡大をはじめ、地域経済の発展に資する取り組みを進めること。</p> <p>4 再生可能エネルギー由来の「水素の製造」「水素ステーションの整備」「車両の導入」までを一体とした自由度の高い支援制度を創設すること。</p>	<p>1 地域に裨益する再生可能エネルギーの導入拡大のためには、発電した電力が安定して電力系統に接続されることが必要であり、そのためには、送配電網の充実・強化とともに、電力系統の混雑解消対策であるノンファーム型接続や再給電方式の的確な運用が必要であることから、系統増強等について、引き続き、国に対して要望していきます。(B)</p> <p>2 宮古市では、脱炭素先行地域に選定された事業の中で、国産中型風力発電等の再生可能エネルギーの地産地消を通じた地域内経済循環による持続可能な街づくりを目指されていると承知しております。 国では、GX実現に向けた基本方針において、再生可能エネルギーの最大限の導入に向けて、次世代型太陽光の開発や浮体式洋上風力発電の実証等に取り組むこととしており、引き続き、国産再生可能エネルギーの技術開発等について、国に対して要望していきます。(B)</p> <p>3 洋上風力発電は、大量導入やコスト低減が可能であるとともに、経済波及効果が期待されることから、県としても重要な取組であると認識しています。 県としても先行事例における地域経済への波及効果や課題の把握に努めるとともに、洋上風力発電事業が地域経済に大きく貢献できるよう、必要に応じ国に対し要望していくこととします。(B)</p> <p>4 水素の普及・導入拡大のためには、水素の製造・輸送から利用に至るサプライチェーンを見据えた規制改革やFCV・水素ステーションの普及促進が必要であり、引き続き、国に対して要望していきます。 また、県では水素ステーション整備、燃料電池車(FCV)の導入補助を実施しておりますが、水素の製造や利活用についても研究していきます。(B)</p>	沿岸広域 振興局	保健福祉 環境部	B : 4

【反映区分】  
 A:提言等の趣旨に沿って措置したもの  
 B:実現に努力しているもの  
 C:当面は実現できないもの  
 D:実現が極めて困難なもの  
 S:反映区分の選択になじまないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和5年 10月20日 (金)	1 1 国 に対する 要望の強 化につい て (5) ETBEの水 質管理目 標設定項 目への追 加及び補 助対象事 業の拡大 について	<p>ガソリン構成要素の一つETBEが混入した地下水は臭いが強く、飲料水としての品質を著しく低下させます。津軽石地区で水道水にETBEが混入したことで、長期間に及ぶ給水活動を余儀なくされました。安全で安心な水道水を確保するため、以下のとおり要望します。</p> <p>1 ETBEについて、水道法上の水質管理目標設定項目に追加すること。          2 ETBE対策事業を補助対象事業に追加すること。</p>	<p>貴市の津軽石地区で水道水の水質異常が発生した際には、水道利用者への周知や給水活動等の対応や国への報告など、水道水の安全確保に取り組まれたものと承知しています。</p> <p>貴市の状況を踏まえ、国において設定している水質管理目標設定項目へのETBEの追加及びETBE対策の補助対象事業への追加について、機会を捉えて国に伝えていきます。(B)</p>	沿岸広域 振興局	保健福祉 環境部	B : 2
令和5年 10月20日 (金)	1 1 国 に対する 要望の強 化につい て (6) 過 疎対策事 業債の償 還期限の 延長につ いて	<p>財政融資資金における過疎対策事業債の償還期限は、下水道や学校など一部施設を除き12年と短期間となっていることから、財政負担の平準化を図るため、以下のとおり要望します。</p> <p>1 財政融資資金の償還期限について、地方公共団体金融機構資金と同様、その期間を30年に延長すること。          2 財政融資資金及び地方公共団体金融機構資金における既往債についても、延長後の償還期限を適用すること。</p>	<p>1・2 地方債の償還年限は、世代間負担の公平の観点から公共施設の耐用年数等を勘案し設定されるものですが、国では、令和5年度から、過疎対策事業債に係る財政融資資金において、簡易水道施設及び簡易水道であった水道施設の償還期限を30年に延長(金利見直し方式)するなど、公的資金に係る配慮に努めているところです。</p> <p>県としては、こうした動向を注視するとともに、引き続き、過疎対策事業債における財政融資資金の償還期限延長について、全国過疎地域連盟と連携しながら、国に要望していきます。(B)</p>	沿岸広域 振興局	経営企画 部	B : 1

【反映区分】  
 A:提言等の趣旨に沿って措置したもの  
 B:実現に努力しているもの  
 C:当面は実現できないもの  
 D:実現が極めて困難なもの  
 S:反映区分の選択になじまないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和5年10月20日(金)	1 1 国に対する要望の強化について (7)鳥獣被害防止対策の推進について	有害鳥獣駆除活動の推進及び増加しているニホンジカ等を新たな特産品としてジビエ利用するため、以下のとおり要望します。 1 鳥獣被害対策と一体的に効果が期待できるジビエの活用を図るため、県全域が指定されている出荷制限区域を分割するなど制限区域を見直すこと。 2 食肉に利用する個体の放射能検査費用は、これまでと同様に国の責任において全額負担すること。 3 被害状況に合わせて鳥獣保護区の解除や範囲の縮小など見直しを行い、有害鳥獣を狩猟で捕獲できるようにすること。 4 サルの目撃情報の増加とともに農業被害も確認されていることから、早急にサルを有害鳥獣に指定し、駆除活動について検討すること。	1 出荷制限を解除するためには、国のガイドラインでは、原則、全県で1市町村当たり3検体以上かつ直近1カ月以内の検査結果がすべて基準値以下であることが条件とされているところです。 しかし、県内の野生鳥獣は、生息数に地域的な偏りがあり、条件を満たすことが現実的には困難となっています。 このことを踏まえ、国に対しては、全国知事会を通じて、実態に即した現実的な解除要件とするよう要望するとともに、内閣府の地方分権改革における提案募集の活用を検討しているところであり、引き続き、国に働きかけていきます。(B) 2 これまで、県では、釜石市または大槌町で食肉用に捕獲され、大槌町の食肉処理加工施設に搬入されたニホンジカ肉の全頭検査を実施しており、検査に要した費用については、東京電力ホールディングス(株)へ賠償請求しています。 今後においても、東京電力原子力発電所事故に伴う放射性物質検査に要した費用等については、原則、東京電力ホールディングス(株)へ賠償請求することとしています。(A)	沿岸広域振興局	保健福祉環境部、農林部	A:1、B:3

【反映区分】  
 A:提言等の趣旨に沿って措置したもの  
 B:実現に努力しているもの  
 C:当面は実現できないもの  
 D:実現が極めて困難なもの  
 S:反映区分の選択になじまないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当 所属名	反映区分
			<p>3 鳥獣保護区は、狩猟を禁止し、鳥獣の安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全等することにより鳥獣の保護を図ることを目的に指定されるもので、地域における生物多様性の保全に資するものです。</p> <p>現在、鳥獣保護区においては有害捕獲や指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲は可能ですが、狩猟も含めた区域の見直しが必要な場合は、御相談願います。</p> <p>(B)</p> <p>4 ニホンザルについては、県のレッドデータブックにおいて保護を要する種とされており、また現状では本県の生息分布が限定的であり、個体数の著しい増加が報告されていないこと、他の鳥獣に比べて農業被害額が少ない状況であることなどから、管理目標を定めて個体群管理を行う状況に至っておらず、現時点では、防除対策や適切な捕獲による対応がより重要と認識しています。</p> <p>必要な防除対策をとってもなお被害がある場合は、捕獲許可の対象となりますので、御相談ください。</p> <p>(B)</p>			

【反映区分】  
 A:提言等の趣旨に沿って措置したもの  
 B:実現に努力しているもの  
 C:当面は実現できないもの  
 D:実現が極めて困難なもの  
 S:反映区分の選択になじまないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和5年 10月20日 (金)	1 1 国 に対する 要望の強 化につい て (8) 国 土調査関 係予算の 確保につ いて	災害等に備えるために地籍調査を促進させることが必要ですが、広大な市域を有する当市の未調査面積の大部分が山村部であり、地籍調査事業の進捗率は44.4%と遅れています。 負担金の要望額に対する配分額が低い状況であることから、以下のとおり要望します。  1 財源を十分確保し、要望額に対する配分額を増額すること。	地籍調査事業は、公共事業の工期短縮や用地取得に係るコストの縮減などの効果があり、とりわけ近年は東日本大震災津波や頻発する豪雨災害からの復旧において、正確な境界復元が可能になるなど、その重要性が改めて認識されたところです。 こうした中、県では、国の第7次国土調査事業十箇年計画に基づき策定した県計画により、市町村が策定した防災対策、森林施業・保全等の施策と連携し進めることとしています。 このため県では、県計画の着実な推進に向けて、市町村の要望に応え得る予算確保のため、令和5年6月に国に対し要望を行いました。 今後も、市町村及び岩手県国土調査推進協議会等の関係機関・団体と連携しながら、国に対し十分な予算の確保と本県への配分を強く働きかけるなど、予算の確保に努めていきます。(B)	沿岸広域 振興局	農林部	B : 1



【反映区分】  
 A:提言等の趣旨に沿って措置したもの  
 B:実現に努力しているもの  
 C:当面は実現できないもの  
 D:実現が極めて困難なもの  
 S:反映区分の選択になじまないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和5年10月20日(金)	1 1 国に対する要望の強化について (9)国民健康保険に対する国の財政支援の拡充・強化について	国民健康保険制度における諸課題に対応し、被保険者の保険料負担の軽減を図るため、以下のとおり要望します。  1 国民健康保険の構造的な課題に対応するため、国庫負担割合の引上げなど、国の責任と負担において実効ある措置を講じること。 2 保険料負担増の一因となっている医療費助成の現物給付に対する国民健康保険の国庫負担減額調整措置を全面的に廃止すること。 3 子どもに係る均等割保険料の軽減について、対象を18歳以下の全ての子どもに拡充するとともに、国の責任において必要な財源を確保すること。	1 国民健康保険に対する財政措置 県では、国保制度改革に伴い、平成30年度以降、財政基盤の強化のために国において毎年実施することとされた約1,700億円の財政措置の拡充を、今後においても確実に実施するとともに、制度の構造的な課題を踏まえた将来にわたる持続可能な制度の確立や国民の保険料負担の平準化等に向けて、国庫負担率の引上げなど、様々な財政措置を講じ、今後の医療費の増嵩に耐え得る財政基盤の安定化を図るよう、政府予算提言・要望において国に要望しています。 また、東日本大震災津波により被災した市町村の国保財政は、医療費の増加等により依然として厳しい状況にあることから、安定的な運営が図られるよう、調整交付金の増額や、国費による補填など、十分な財政措置を講じるよう、併せて、国に要望しています。 (B) 2 国庫負担減額調整措置の廃止 県では、人口減少対策としての総合的な子育て支援施策の一環として、厳しい財政状況にありますが、市町村等と協議のうえ、現物給付の対象を高校生等まで順次拡大してきたところです。 現物給付に伴う国民健康保険国庫負担金等の減額調整措置の撤廃については、これまでも継続して国に要望してきたところであり、令和5年6月13日に閣議決定された「こども未来戦略方針」において、「こども医療費助成」に係る減額調整措置を廃止する方針が示されましたが、妊産婦等については、依然として減額調整の対象となっていることから、対象に関わらず廃止するよう国に要望しています。(B)	沿岸広域振興局	保健福祉環境部	B : 3

【反映区分】  
 A:提言等の趣旨に沿って措置したもの  
 B:実現に努力しているもの  
 C:当面は実現できないもの  
 D:実現が極めて困難なもの  
 S:反映区分の選択になじまないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
			3 子どもに係る均等割保険料の軽減拡大 県としても、国民健康保険における「均等割」の課税が、子育て世代の保険料負担を重くしている実態があると認識しており、子育て支援や医療保険制度間の公平性の確保の観点から、令和4年度から施行とされている未就学児に係る均等割保険料の軽減対象年齢及び軽減額を拡充するよう、政府予算提言・要望や全国知事会としてにおいて国に要望しているところであり、今後も様々な機会を通じて国に対する働きかけを行っていきます。(B)			
令和5年 10月20日 (金)	1 1 国 に対する 要望の強 化につい て (10) 廃 校施設解 体経費の 財政支援 について	学校統廃合による廃校施設の解体について国庫補助事業の対象外となっており、多額な経費の財源確保が課題となっていることから、以下のとおり要望します。 1 廃校施設の解体経費にかかる財政支援制度を創設すること。	廃校舎の解体に要する経費については、統合により新築する場合や改築、長寿命化改良工事と併せて既存廃校舎等の解体を実施する場合には、既存廃校舎等の解体経費が国庫補助事業の対象とされています。 一方、廃校後活用が図られず遊休施設となっている施設の除去(解体)事業に対する補助制度はありませんが、平成26年度から公共施設等の除却についての地方債の特例措置が講じられており、平成29年度からその充当率が90パーセントに引き上げられています。 しかしながら、廃校施設の解体には、多額の経費を要し、各自治体の負担が大きいことから、遊休化している施設を含めた廃校施設の解体に係る財政支援制度の創設など、今後とも全国の都道府県と連携し国に要望するなど、様々な機会を捉えて働きかけを行っていきます。(B)	沿岸広域 振興局	経営企画 部	B : 1

【反映区分】  
 A:提言等の趣旨に沿って措置したもの  
 B:実現に努力しているもの  
 C:当面は実現できないもの  
 D:実現が極めて困難なもの  
 S:反映区分の選択になじまないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和5年 10月20日 (金)	1 1 国 に対する 要望の強 化につい て (11)学 校施設環 境改善交 付金に係 る補助 率・配分 基礎額の 引き上げ について	学校施設環境改善交付金の配分基礎額が必要経費の全てを対象としていません。また、配分基礎額における建築単価が実勢価格と乖離しています。これらにより、自治体の負担が大きくなっていることから、以下のとおり要望します。  1 補助率及び配分基礎額を拡充すること。	国は、令和5年度予算において、学校施設環境改善交付金について補助単価の引き上げを行いました。しかしながら、学校施設の改築や改修には多額の経費を要し、各自治体の負担が大きいことから、補助率の引き上げ等について、国に対し要望しているところです。 今後とも全国の都道府県と連携し国に要望するなど、様々な機会を捉えて働きかけを行っていきます。 (B)	沿岸広域 振興局	経営企画 部	B : 1